

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

1

れた職員で知事が定めるものがその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 略

（旅費の支給）

第3条 略

2～6 略

に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員であって、県外の在勤公署に勤務することとなるものその他知事が定めるものがその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(8) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくははその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(9) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(10) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務（行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者が知事と協議して定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する全地域を含む。）をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その職員

(2) 県外の在勤公署に勤務する職員その他の職員で知事が定めるものが退職した場合において、その職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その職員

(3) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、その職員の遺族

(4) 職員が死亡した場合において、その職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その遺族

3 略

4 県が設置した委員会、審議会、協議会その他これに準ずるものの役職員

7 次に掲げる場合には、その旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等（旅行命令又は旅行依頼をいう。同条及び第5条において同じ。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合

(2) 第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

(3) 第1項並びに第2項第1号及び第2号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第15条、第16条第1項及び第17条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、次に掲げる事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 旅行中の天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合におけ

が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

5 職員又は職員以外の者が、県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、その扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令等（旅行命令又は旅行依頼をいう。以下同じ。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となつた金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。

る当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅行命令等)

第4条 前条第1項、第4項又は第5項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2・3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを通知するいとまがない場合には、口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

5 前項の規定による旅行命令簿等の通知については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第4条の規定は、適用しない。

6・7 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 略

(旅行命令等)

第4条 前条第1項、第4項又は第5項の規定に該当する旅行は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員については、市町教育委員会）若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更し、又は取り消す必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更し、又は取り消すことができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 前項の規定による旅行命令簿等の提示については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第4条の規定は、適用しない。

6・7 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更又は取消しの申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第8条から第16条までに定めるところによる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食事料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の旅行（以下「陸路旅行」という。）について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、扶養親族移転料及び日額旅費とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

3 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

4 日額旅費は、職務の性質上常時出張のための旅行について定額をもって、前条の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除

第2章 略

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（知事が定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道に

くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって計算した日数を超えることができない。計算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第10条 1日の旅行において、宿泊料（扶養親族移転料のうち宿泊料に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は、車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分とそれ以後の分に区分して計算する。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、県外旅行にあつては乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に掲げる急行料金、特別車両料金及び座席指定料金によるものとし、県内旅行にあつては運賃及び第1号に掲げる急行料金によるものとする。

(1) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(2) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運

より移動するときは、最下級（知事が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 寝台料金

（3） 座席指定料金

（4） 特別船室料金（知事が定める者に限る。）

（5） 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（知事が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをい

行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

（1） 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合

ア 7級以上の職務にある者は、上級の運賃

イ 6級以下の職務にある者は、中級の運賃

（2） 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

（3） 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

（4） 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（5） 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

（6） 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

う。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級(知事が定める者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げるその他の移動に直接要する費用であって、実費額によることができない費用の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち知事が定めるものをいう。)を運転して旅行した場合 路程1キロメートルにつき20円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 路程1キロメートルにつき37円

3 前項の規定による費用の額は、全路程を通算して計算する。この場合に

(車賃)

第15条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。)を運転して旅行した場合における車賃の額は、前項の規定にかかわらず、路程1キロメートルにつき20円とする。

3 第1項ただし書又は前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 前3項に規定するもののほか、旅行者が陸路旅行において公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担したときは、当該料金に相当する額として知事が定める額を車賃として支給する。

において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中その住所又は居所若しくはこれに相当する場所に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、1夜につき500円とする。

2 旅行雑費は、宿泊施設を利用するために公共の交通機関を利用して旅行した場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた第1表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第18条 食事料の額は、第1表の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて、県内から県外へ又は県外から県内若しくは県外へ赴任したときは第2表の定額による額、県内から県内へ赴任したときは第3

(家族移転費)

第16条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

表の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することのできる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃、船賃及び旅行雑費（以下「鉄道賃等」という。）の全額並びに宿泊料及び食事料（以下「宿泊料等」という。）の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際における、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する額及び宿泊料等の3分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の宿泊料等の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定に

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号又は第2号の規定により支給する旅費は、同項第1号の規定により支給する旅費にあっては退職等の日の翌日から3日以内における当該退職等に伴う旅行について、同項第2号の規定により支給する旅費にあっては同号に規定する期間内における当該退職に伴う帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

より支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

- 2 前項第1号アからウまでの規定により宿泊料等の額を計算する場合において、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなす。

(日額旅費)

第21条 日額旅費は、東京事務所又は大阪事務所に勤務する職員が、その所掌する事務に直接関係のある地域を旅行する場合に支給することとし、その額は、1日1,100円とする。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- 2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旧在勤地から帰住地までの前職務相当の旅費を支給する。

(遺族の旅費)

第18条 第3条第2項第3号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 略

第19条 略

第4章 略

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第11条第2項に規定する費用を除く。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条（第11条第2項及び第3項を除く。）及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第12条、第13条、第15条及び第16条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要とし

第23条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

第24条 略

第4章 雑則

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた

ない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第22条・第23条 略

附 則

この条例は、昭和28年1月1日から施行する。

旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第26条・第27条 略

附 則

1 この条例は、昭和28年1月1日から施行する。

2 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、知事が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第12条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第3号に」と、「急行料金、特別車両料金」とあるのは「急行料金」と、同項第3号中「第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金」とあるのは「第1号に規定する急行料金」と、第13条第1項中「次に」とあるのは「第1号から第4号まで及び第6号に」と、「寝台料金及び特
（1）運賃の等級を3階
別船室料金」とあるのは「及び寝台料金」と、
ア 7級以上の職務に
イ 6級以下の職務に

級に区分する船舶による旅行の場合
ある者は、上級の運賃とあるのは「（1）運賃の等級を3
ある者は、中級の運賃」
階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃」と、同項第2号
中「上級」とあるのは「下級」と、同項第6号中「前各号に」とあるのは
「第1号から第4号までに」として、これらの規定を適用する。

第1表（第17条、第18条関係）

宿泊料等		
宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
甲 地 方	乙 地 方	
10,900円	9,800円	2,200円

備考

宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

第2表（第19条関係）

県外移転料							
陸路50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

第3表（第19条関係）

県内移転料				
陸路10キロメートル未満	陸路10キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上
45,000円	89,000円	101,000円	127,000円	139,000円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

（非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）
第2条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第4条 旅費は、公務のため旅行した場合に、規則に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。

2・3 略

附 則

2 略

第4条 旅費は、公務のため旅行した場合に、別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、非常勤の監査委員、委員会の委員及びあっせん員並びに選挙長及び選挙分会長は職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者と、選挙立会人は同表による2級以下の職務の級にある者と、その他非常勤の職員は同表による任命権者が知事と協議して定める級の職務の級にある者とする。

2・3 略

附 則

2 略

3 非常勤の監査委員及び委員会（海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会を除く。）の委員が内国旅行をする場合の鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第4条第1項中「適用を受ける職員」とあるのは、「規定（附則第2項の規定を除く。）」として、同項の規定を適用する。

別表（第4条関係）

区分	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲 地 方	乙 地 方	
非常勤の監査委員	14,800円	13,300円	3,000円
委員会の委員及びあっせん員並びに選挙長及び選挙分会長	13,100円	11,800円	2,600円
選挙立会人		9,800円	
その他非常勤の職員	任命権者が知事と協議して定める額		

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

（知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前			
(給料) 第3条 知事等の受ける給料月額は、<u>別表</u>のとおりとする。 (旅費) 第5条 知事等の受ける旅費は、<u>規則</u>に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。 2 略 附 則 (給与の内払) 3 略 (期末手当に関する特例措置) <u>4</u> 略 <u>5・6</u> 略 <u>別表</u>（第3条関係） 略	(給料) 第3条 知事等の受ける給料月額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 (旅費) 第5条 知事等の受ける旅費は、別表第2に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。<u>この場合において、知事等は、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</u> 2 略 附 則 (給与の内払) 3 略 <u>(鉄道賃及び船賃の額の特例)</u> <u>4 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第5条第1項中「適用を受ける職員」とあるのは、「規定（附則第2項の規定を除く。）として、同項の規定を適用する。」</u> (期末手当に関する特例措置) <u>5</u> 略 <u>6・7</u> 略 <u>別表第1</u>（第3条関係） 略 <u>別表第2</u>（第5条関係） <table><tr><td>区分</td><td>宿泊料（1夜につき）</td><td>食事料（1夜に</td></tr></table>	区分	宿泊料（1夜につき）	食事料（1夜に
区分	宿泊料（1夜につき）	食事料（1夜に		

		甲 地 方	乙 地 方	つき)
知事		16,500円	14,900円	3,300円
副知事		14,800円	13,300円	3,000円
病院事業の管理者				
教育長				
常勤の監査委員				
備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</u>				

（香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正）

第4条 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>規則</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。 2 略 3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の<u>種目</u>は、第1項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、<u>その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当</u>とする。 附 則 （報酬及び期末手当の内払） 2 略	（費用弁償） 第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>別表</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。<u>この場合において、議会の議員は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</u> 2 略 3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の<u>種類</u>は、第1項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料</u>とする。 附 則 （報酬及び期末手当の内払） 2 略

(期末手当に関する特例措置)

3 略

(読替規定)

3 議会の議員が内国旅行をする場合の鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第3条第1項中「適用を受ける職員」とあるのは、「規定(附則第2項の規定を除く。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(期末手当に関する特例措置)

4 略

別表(第3条関係)

区分	宿泊料(1夜につき)		食事料(1夜につき)
	甲 地 方	乙 地 方	
議長	16,500円	14,900円	3,300円
副議長及び議員	14,800円	13,300円	3,000円

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例(以下この項及び次項において「新旅費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第3条第7項第1号に規定する旅行命令等を発する旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員等の旅費に関する条例(以下この項及び次項において「旧旅費条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第7項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第3条第7項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第7項及び第8項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。